

2 各種規制・事業の適正な実施

(1) 特定事業等の事前協議

「大津市生活環境の保全と増進に関する条例」では、生活環境を阻害するおそれのある事業を「特定事業」または「大規模建設等事業」と定め、これら事業を行おうとする者は、環境保全の配慮について、予め市長と協議等を行うこととしています。

特定事業は、①土地区画形質を変更する事業、②生活環境を阻害するおそれのある事業、③中高層建築物の新築等に係る事業、のうち一定規模以上のものであり、大規模建設等事業は土地区画整理事業や市街地再開発事業、大規模小売店舗等の建設事業です。

生活環境を阻害するおそれのある事業に係る事前協議の状況は次のとおりです。⁽¹⁹⁾

生活環境影響事業の事前協議件数

事業の種類	H26	H27	H28	H29	H30
物品の販売業を営むための店舗	8	3	6	7	2
病院	0	0	0	0	0
工場又は作業場	7	13	7	7	4
駐車場又は自動車ターミナル	0	0	0	0	0
倉庫	0	0	0	1	0
資材置場	0	2	1	0	0
給油取扱所	0	0	0	0	1
ホーリング場、スケート場、スイングプール、ゴルフ練習場その他これらに類するもの	0	0	0	2	0
パチンコ屋、マージャン屋、ゲームセンターその他これらに類するもの	0	1	0	0	0
飲食店又は喫茶店	2	3	3	4	0
牛、馬、豚、猪、鶏を飼育する施設	0	0	0	0	0
合計	17	22	17	21	7

(2) 環境管理実施事業所の認定

「大津市生活環境の保全と増進に関する条例」第 107 条に基づき、ISO 14001 の認証取得をしていること、排水等 の測定を行っていることなどの要件を満たしている事業所を「環境管理実施事業所」として認定し、公表するとともに、条例に規定する一部の手続きを軽減しています。⁽¹⁹⁾

環境管理実施事業所認定事業所（五十音順）（平成 31 年 3 月 31 日現在）

事業所の名称	所在地
株式会社カネカ滋賀工場	比叡辻二丁目 1-1
東レ株式会社滋賀事業場	園山一丁目 1-1
東レ株式会社瀬田工場	大江一丁目 1-1
日本精工株式会社大津工場	晴嵐一丁目 16-1
日本電気硝子株式会社大津事業場	晴嵐二丁目 7-1
ルネサスセミコンダクタマニユファクチュアリング株式会社滋賀工場	晴嵐二丁目 9-1
ローム滋賀株式会社	晴嵐二丁目 8-1

(3) 指定化学物質等の適正な管理の推進

大津市生活環境の保全と増進に関する条例では、事業者による自主的な環境管理の推進を掲げ、これに基づき「大津市指定化学物質等の適正な管理に関する指針」を策定しています。この指針は、大津市内にある指定化学物質等を製造し、又は、使用する工場等を有する者を対象としたもので、平成 13 年 4 月 1 日より施行しています。⁽¹⁹⁾

(4) 土砂等による土地の埋立て等の規制

土砂等による土地の埋立て等について、必要な規制を行うことにより、良好な自然環境と生活環境を保全するとともに、土壌の汚染並びに土砂等の流出、崩壊その他の災害を防止して、市民生活の安全を確保しています。平成 30 年度には、大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正しました。⁽²²⁾

(5) 日照障害の防止

中高層建築物の建築にあたり、あらかじめ電波障害や日照障害緩和の対策を検討し、紛争の発生の未然防止に努めています。

○ 中高層建築物事前協議届出件数 16 件⁽³²⁾

(6) 下水道整備の推進

本市の下水道事業は、昭和 37 年に湖岸沿いの低地の浸水対策と住環境の改善を目的として、市内中心部に計画され、昭和 44 年に大津市公共下水道が供用開始されました。琵琶湖を始めとする公共水域の水質保全、生活環境の改善、さらには貴重な水資源の循環を保全するため、公共下水道の整備促進を図っています。また、県内全体の動きとしては琵琶湖の水質汚濁が問題になり、昭和 47 年に「琵琶湖総合開発特別措置法」が制定され、滋賀県では同法のもとに、自然環境の保全と水質の回復、住民の生活環境の改善を目的として流域下水道計画を策定し、県内を「湖南中部」「湖西」「東北部」「高島」の 4 処理区に分け順次整備を図っています。

○ 大津市全域における普及率は 98.5% (平成 31 年 4 月 1 日現在)となっています。⁽⁴²⁾

下水道整備状況

(平成 30 年度末)

内 容	処理区	大津公共下 水道	湖南中部関連 公共下水道	湖西関連公 共下水道	大津公共下 水道（藤尾）	合 計
普及率	注 1	99.7%	99.2%	96.5%	99.9%	98.5%
水洗化率	注 2	98.7%	98.4%	97.2%	91.1%	98.0%

(注 1) 処理区域内人口／行政区内人口

(注 2) 水洗化人口／処理区域内人口

(7) 合流式下水道改善事業

大津処理区の内、約 155ha の区域については、汚水と雨水を同一管渠で集水して処理する合流区域になっており、一定以上の降雨時に、雨水で稀釈された未処理下水が雨水吐き室から越流して琵琶湖に排出されてしまうという問題点を抱えていました。このため、合流区域から排出される年間汚濁負荷量を分流式下水道レベルまで低減させるために、合流式下水道改善事業を実施しました。

平成 27 年度には改善効果を確認するためのモニタリング、平成 28 年度には事業評価を実施し、その結果、一般的な水質指標である BOD、COD の放流負荷量が、分流式下水道並みの汚濁負荷量以下となるなど、下水の水質が大幅に改善されたことがわかりました。事業を実施したことで、公衆衛生上の安全が確保され、琵琶湖の水質保全を図ることができました。⁽⁴²⁾

(8) 下水道の高度処理化の推進

琵琶湖の富栄養化防止を目指し、昭和 56 年度から下水処理水中のリンの削減を行っています。さらに、平成 20 年度からは水再生センターのⅡ系水処理施設の全施設で窒素削減を目的とした高度処理を行っています。

⁽⁴³⁾

(9) 下水道水洗化普及事業

下水道水洗化普及促進のため、未水洗家屋への個別奨励、排水設備の計画確認、工事説明会での普及促進、また水洗便所改造費補助金制度、自家用污水ポンプ施設設置等補助金制度、生活保護世帯水洗便所改造費補助金制度、公共污水ます設置工事を行っています。

○ 未水洗家屋への個別奨励 600 件 公共污水ますの設置 44 件など⁽³⁹⁾

(10) 浄化槽設置整備事業

下水道整備計画区域外や、当分の間は下水道の整備が見込めない区域における生活排水などによる公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽の設置に対する補助を行い、整備の促進を図っています。

また、浄化槽の適正な維持管理を図るため、集落単位で構成した浄化槽維持管理組合に対し、維持管理の補助を実施し、公共水域の水質保全と生活環境の向上を推進しています。

○ 浄化槽設置に対する補助 計 14 件 浄化槽維持管理に対する補助 6 地区 109 基分⁽²⁰⁾

浄化槽設置整備事業による設置基数

21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
43基	29基	23基	15基	14基	14基	17基	16基	17基	14基

なお、平成 8 年 7 月に、「滋賀県生活排水対策の推進に関する条例」が施行され、下水道事業計画区域外又は下水道の整備が当分の間見込めない下水道事業計画区域内の地域において、住宅新築等の場合に浄化槽設置が義務付けられています。

生活排水処理状況

平成 31 年 3 月 31 日現在

		人 口 (人)	割 合 (%)
生 活 排 水 処 理 人 口		333, 905	97. 4
	大 津 市 (大 津) 公 共 下 水 道	105, 323	30. 7
	大 津 市 (藤 尾) 公 共 下 水 道	4, 691	1. 4
	大 津 市 (湖 南 中 部) 公 共 下 水 道	108, 794	31. 7
	大 津 市 (湖 西) 公 共 下 水 道	111, 755	32. 6
	農 業 集 落 排 水 処 理 施 設	0	0. 0
	合 併 処 理 浄 化 槽	3, 342	1. 0
生 活 排 水 未 処 理 人 口		8, 790	2. 6
	単 独 処 理 浄 化 槽	3, 490	1. 0
	し 尿 く み と り	5, 234	1. 5
	自 家 処 理	66	0. 0
合 計		342, 695	100. 0